

会議録

会議の名称	第2回朝霞市総合計画策定委員会
開催日時	令和5年10月2日（月） 午前 9時55分から 午前10時 6分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	<p>【出席者】 稲葉市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、 佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、 宇野審議監兼まちづくり推進課長、紺清会計管理者、益田上下水道部長、 太田議会事務局長、神頭生涯学習部長、堤田監査委員事務局長</p> <p>（事務局） 櫻井政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、福田同課政策企画係長、 山本同課同係主任、伊藤同課同係主事</p> <p>【欠席者】 野口学校教育部長</p>
議題	1 第6次朝霞市総合計画策定方針（案）について
会議資料	<p>【資料1】 第6次朝霞市総合計画策定方針（案） 【資料2】 修正内容新旧対照表</p>

会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 第6次朝霞市総合計画策定方針（案）について

【説明】

（事務局：福田政策企画課政策企画係長）

第6次朝霞市総合計画策定方針案について説明する。

資料1の策定方針案は、8月10日に開催した第1回総合計画策定委員会及び8月22日に開催した第1回総合計画審議会で頂いた意見を反映し、総合計画審議会の会長の承認をいただいたものである。

資料2は、本委員会で修正した案と、その後の総合計画審議会を受けて修正した案との新旧対照表である。

全体の構成等については、第1回の会議で説明しているため、本日は、資料2に基づき、主な変更箇所について説明させていただく。

資料2の1枚目をご覧ください。

「1 計画策定の趣旨」だが、上から2行目、「計画」となっていたところを「中長期計画」、その下の行、「総合計画」を「朝霞市総合計画」と修正し、略称の定義等の語句整理を行っている。

次の「2 計画の構成・期間」では、基本構想や基本計画の語句を定義するため、「ものである」という表現で文末をまとめている。

次に2ページ、「3 基本的な考え方」である。

本文の上から5行目に、「総合計画の」を追加し、(1)の下から2行目、「次期総合計画」を「第6次総合計画」に修正することで、対象を明確にするとともに、(2)の重要業績評価指標の定義についても、表記を修正している。

次に、3ページの(5)市民参画、(6)職員参画についても、対象の明確化と語句の整理を行い、「4 策定体制」の(1)では、合理的配慮について、この総合計画策定に当たりどのような配慮を行うのか、例えば、小さなお子さんがいる方が参加しやすくなる工夫も必要ではないかとの意見を審議会でも頂いたことから、具体的な配慮の事例を列記している。

次に、4ページの⑥市民ワークショップ、⑦高校生・大学生ワークショップの項目では、政策のポイントという表現が分かりにくいことから、「ポイント」という表現を削除するなどの語句整理を行っている。

次に、5ページでは、⑧ポスターセッションについて、審議会において、具体的にどのようなものが分かりにくいという指摘があったことから、注釈を付記しており、次の⑨小中学生のアイデア募集についても、「朝霞市の」と追加することで、対象を明確化し、策定方針を読む市民に内容が分かりやすいものとなるよう整理している。

最後に、7ページ、「5 第6次総合計画策定の主なスケジュール」である。

現状の進行にあわせ、8月に策定方針案を検討、10月に方針を決定と変更し、また、基本構想の方向の検討については、8月から11月に変更している。

以上が、前回の策定委員会以降、総合計画審議会の意見を受けて修正した内容の報告である。

【質疑等】

(佐藤福祉部長)

この方針の中では、「基本構想及び基本計画」と「基本構想及び前期基本計画」との表現が見受けられ、表現が統一されていないが、「前期」の言葉の有無について、意図して使い分けているものなのか。

(事務局：櫻井政策企画課長)

基本的に意図することは同じであるが、前期に特化するものかどうかという視点で、改めて語句の整理を行わせていただく。

(須田総務部長)

前期に特化するものとは、具体的にどのようなものがあるか。

(事務局：櫻井政策企画課長)

例えば、5ページにある市民説明会の説明では、対象を前期基本計画としており、これは基本構想と併せて策定するものが前期基本計画であるため、「前期」という語句を使っている。

一方で、1ページの「2 計画の構成・期間」などにおいて、語句の説明はなされていることから、「前期」を除いても説明で補足できるものと考え、基本的に「基本構想」と「基本計画」という語句で整理していきたい。

(宇野審議監兼まちづくり推進課長)

7ページのスケジュールにおいて、令和7年9月に議案上程と記載されているが、これは必須のものなのか。

また、9月の議案上程は基本構想についてとなっているが、全体の計画としてはいつ頃までに策定し、議会への説明や、市民への公表をどのように行うか等、スケジュールをどのように考えているのか。

(事務局：櫻井政策企画課長)

議案の上程は、条例において、基本構想を議会の議決事項と位置付けていることから行うものである。

スケジュールについては、全員協議会での説明等、細かいところは記載していないが、全体の計画としては、基本構想案と前期基本計画案と一緒に策定を進めるので、併せて全員協議会で説明することを予定している。

また、全体の計画の市民への公表については、9月議会が終わった後に行いたいと考えている。

(山崎都市建設部長)

9月の議案の上程後、公表を行うことをスケジュールに追記してはどうか。

(事務局：櫻井政策企画課長)

指摘のとおり対応させていただく。

【結果】

意見を踏まえ適宜修正を行い、庁議において審議することとする。

【その他】

(事務局：櫻井政策企画課長)

今後の流れについて説明する。

本日、審議いただいた策定方針案については、10月19日(木)に開催する庁議で報告を行い、その後、市長決裁により確定し、公表する。

次回の策定委員会は10月16日(月)、執行部連絡会終了後に開催を予定している。

【閉会】